

聖德太子『勝鬘經義疏』

現代語訳と研究との抄録——「歎仏真実功德章」(一)

——聖德太子讀仰研究会『勝鬘經義疏』研究記録(抄)その二として——

夜 久 正 雄

太子『義疏』訓点文(昭和会本)——『勝鬘經』「正說」の綜合的説明

従^ニ如來妙色身^ハ以下。經中之第二正說^{ナリ}就^チ中凡有^ニ十四章^一。大^イ分^ス為^ス三^ト。

第一拳^ニ初^ハ五章^一明^ニ乘之體^ヲ。言^ハ万善皆為^ニ乘體^一。

拳^ニ中八章^一明^ニ乘之境^ヲ。言^ハ有作・無作八聖諦皆為^ニ乘境^ト。

拳^ニ後^ハ一章^一明^ニ行乘人^一。言^ハ三忍菩薩御^ニ此乘^ニ而行[。]

就^チ下第一明^ニ乘体^ヲ中五章^上亦分為^ス二^ト。

第一初三章明^ニ自分行^一。言^ハ勝鬘本是不可思議^{ナリ}。但迹在^ニ七地^一。今初三章明^ニ七地行^一。故云^ニ自分行^ト。

第二後^ニ二章明^ニ他分行^一。明^ニ八地以上之行^一。非^ニ其七地之分^ニ故云^ニ他分行^一。

自分行^ニ中三章^ト。

第一歎仏真実功德章。

第二
十大受章。

第三
三大願章。

右の『義疏』現代語訳

經典の如來の妙色身はといふ所から以下は、經典全体が序説・正説・流通説の三つに分けられてゐる、その第一番目の正説（經典全体としての本論）の部分である。この正説の中にはすべてで十四章があるが、それを大別すると三つの部門に分けられてゐる。

その第一には、十四章のうちの初の五章を以て、「乘（教へ）そのもの」を説明する。これはありとあらゆる善をみな「乗そのもの」とすると言ふのである。（この五章とはすなはち、歎仏真実功德章、十大受章、三大願章、攝受正法章、一乘章の五章である。）

（三つの部門のうちの）第二には、十四章のうちの中間の八章を以て、「乘（教へ）の行はれる境地（場）」を説明する。
有作（現象の世界を觀察するときに見られる四つの神聖な理）と無作（現象を超えた本源の世界を觀察するときに見られる四つの神聖な理）、あはせて八つの神聖な理（いとわり）を、皆、「乗の行はれる境地（場）」となすと言ふのである。（この八章とはすなはち、無邊聖諦章、如來藏章、法身章、空義隱覆章、一諦章、一依章、顛倒真実章、自性清淨章の八章である。）

（そして三つの部門の最後の）第三には、（十四章の）最後の一章を以て此の「乗を行ふ人」を説明する。三忍（信順の智慧）を得た菩薩大士が此の乗（教へ）を、乗物を御するやうに巧みに行ふことを言ふのである。（この一章

とはすなはち真子章である。)

第一に「乗(教へ)そのもの(形・本体)」を説明する五章を見ると、五章全体の中が二つに分けられてゐる。

(その二つの中の)第一とは、初めの三章(歎仏真実功德章、十大受章、三大願章)は「自分行」を説明する。「自分行」といふのは、勝鬘は本源は(如来と同じく)不可思議であるが、此の世にあらはれた人としては七地の階次の菩薩の身分である。それでいま初めの三章は、七地の菩薩の行を説明する部分があるので、ここでは「自分行」と云ふのである。

(二つの中の)第二は、五章のうちの後の二章(摄受正法章、一乘章)を指すが、これはさきの「自分行」に対して、「他分行」を説明してをり、八地以上の菩薩の行を説明する。この方は、(勝鬘の身分である)七地の「分」(階次)ではないので、ここでは「他分行」と云ふのである。

さて、自分行は三章から成り立つてゐる。

その第一は「歎仏真実功德章」であり、すなはち仏の真実功德を讃歎する章である。

第二は「十大受章」であり、すなはち十の大乗の戒を受ける章である。

第三は「三大願章」であり、すなはち三つの大願を立てる章である。

(研究1)

○「正説」十四章の分け方について

太子はこの經典の本論に當る十四章全体を「乗の体」、「乗の境」、「行・乗の人」の三つに大別されたのです。

「乗」は乗物の意味で、サンスクリットのヤーナ(yāna)の漢語訳であります。『』れに乗つて人生の苦海を渡る」という意味あひの言葉で、「行法」と訳します。』では「教へ」と訳しました。

「此の乗に御して而も行ず」とは、』の乗物にたゞくた教へに人々を乗せて、その乗物を御して行く菩薩の行をいひます。

』の經典の本論(正説)は、「教へそのもの(形・本体)」と、「教への行はれる境地(場)」(乗の動き方)と、「乗を御する人」との三つの部門から成り立つ、とするのであります。太子の御釈によつて別の言葉で言ひますと、「教へそのもの(形・本体)」を「万善」と示され、「教への行はれる境地(場)」を「有作・無作の八聖諦」と示され、さらに「乗を御する人」を「三忍の菩薩」と示されたのであります。太子は、眞実と眞実の实行と眞実を实行する人といふ人生の道理を簡潔に示して、經典の正説(本論)十四章をまとめられたのであります。

(研究2)

○「自分行」と「他分行」とについて

前述の通り、太子はこの經典の本論(正説)を「乗の体」「乗の境」「行乗の人」の三つに分けられましたが、その最初の「乗の体」(教へそのもの)を述べた五章を、「自分行」と「他分行」とに分けてをられます。』の分け方は太子独特の分け方とも言はれてをりますが、この御釈には太子御自身の生き方、御考へがはつきりと出てゐるものと挙げれます。

「自分行」という言葉の意味は「自らの分とするところの行ひ」という意味だと思はれます、太子の御釈では、七地の境地にとどまる勝鬘夫人の行法をもしてゐます。太子は「勝鬘は、その本源は思議を超えた八地以上の仏地で

あるが、現世にあらはれた人としての勝鬘は七地にとどまつてゐる。ところが、乗の体を説いた五章のはじめの三章（歎仏真実功德章と十大受章と三大願章）は七地の行であるから、これは七地の勝鬘の己^{おの}れの分とする行である。だから、この三章に示された行を自分行と云ふのである」と示されてゐます。

そして「他分行」については、太子は「後の二章（攝受正法章と一乘章）は、八地以上の行の説明であつて、これは七地の（勝鬘の）分ではない。そこでこれを他分行と云ふのである」と示されてゐます。すなはち勝鬘の「自分」の行と、勝鬘の及ばない八地以上の菩薩（「他分」の菩薩）の行とを区別して、「自分」「他分」とせられたものと思はれます。

「七地」も「八地以上」もいづれも大乗の菩薩でありますから、七地の勝鬘夫人が「自分」のことばかり考へるといふ、『小乗』ではないことは言ふまでもありません。したがつて、この「自分」と「他分」とは、勝鬘から見た場合の「七地」の「自分」と、「自分」以上の「八地以上」の菩薩の「分」を「他分」と言ふものと思はれるのです。

そこで、「自分」と「他分」とはどうちがふかといふと、それは「七地」と「八地以上」とのちがひになります。これは太子の『勝鬘經義疏』の主題の一つと思はれます。したがつて、『義疏』を研究するに当つての中心テーマにもなりますから、『義疏』を読み進むにしたがつて次第に明らかになるであります。また『義疏』を読む人が各自自分の心の中に明らかにしてゆくべき問題であります。とてもこの段階では結論的な説明をすることはできません。ただ問題点の所在と、なぜ太子がこの区別を立てられたか、その根本のお心持について、私の考へるところを、次に述べてみます。

「七地」と「八地以上」との違ひについて、太子はいろいろなところで述べをられます、「他分行」の「攝受正

法章」のはじめに「攝受正法」を解釈なさつて、次のやうに言つてをられます。

「往、攝受正法を积せば、能く万行を摄するの心を攝受と為す。所修の善・理に当りて邪に非るが故に正と言ふ。物の軌則と為るが故に法と言ふ」と。

右の現代語訳Ⅱ「ひと通り攝受正法の意味を解釈すると、「攝受する」とは、進んですべての行(万善の行)を心の中に摂めとができる働きを言ふのである。次に「正」とは、その心によつて実現される善行はみな理(眞理)に合して道にはづれてゐないから正と言ふのである。また「法」と言ふのは、それが衆生の規範・法則となるからである」と。

そして、さらに「攝受」と「正法」とについて、また、「七地」と「八地以上」との相違について、太子は次のやうに述べてをられます。

「初地以上七地以還の行も實に是れ眞の無漏なり。故に亦應に正と言ふべし。物の軌則と為る、故に亦法と称可し。然れども但だ一念の中に備に万行を修する能はず。亦未だ並べて觀ぜず。故に猶ほ攝受の名を得ず。」

右の現代語訳Ⅱ「初地以上七地以下の人々の行も、實に是れ眞の「無漏」(煩惱の漏れることの無い清淨の境地)の行であるから、(八地以上の菩薩の行と同様に)「正」と言ふことができるし、また衆生の規範・法則となるので「法」と称することができる。しかしながら、(これらの人々の修行は、八地以上の菩薩のやうに)一念の中につぶさに万行を実現することはできない。また、未だ「並べて觀ずる」(すべての人々の心をくまなく同時に摂め取る)といふことがない。それ故にはほ「攝受する」と言ふ名を得ることはできない。」

右の御釈によりますと、太子の言はれる「他分行」とは、「攝受正法章」で説明されてゐる「攝受」のことであり

まして、それは「能く万行を摂するの心」と言ふのであります。それは「一念の中に備に万行を修する」こと、「並べて觀する」ことであります。「進んすべての行を摂め取ることのできる働き」とか「すべての人々の心をくまなく同時に摂め取ること」とか言はれる心は、広大無辺・一切平等の仏の心と同じであります、とても現世の普通の人間の達しうる境地とは思はれません。

ひるがへつて、七地の菩薩として現世に生きてゐる勝鬘夫人の「自分行」は何かと見ますと、「歎仏真実功德」（仏の真実の功德を讚歎すること）であり、大乗の十の戒を受けることであり、三つの大願を立てることであります。仏の真実を讚歎すること、大乗の誓ひを立てること、大乗の願を立てること、——これらはわれわれのやうな未熟な凡夫にも可能な道だと思はれます。広大無辺・一切平等の大慈大悲を仰いでその徳を讚歎し、仏の慈悲に添ひまつるやうに努力することを誓願することが、勝鬘夫人の先づなすべきことであります。そしてこれは可能なことであります。しかし、広大無辺・一切平等の慈悲を実行することは、勝鬘夫人のなしうるところではありません。それは勝鬘夫人よりも一段境地の高い「八地以上の菩薩」のなしうるところであります。これが勝鬘夫人にとつての「他分行」であります。

それでは、勝鬘夫人は永久にこの「八地以上の菩薩行」としての「摂受正法」も「一乘」も説くことができないのか、「七地」の勝鬘は「八地以上」に達することができないのか、——といふ問題が出てきます。これが、「他分行」のテーマになつてきます。

このやうに太子が、「自分行」と「他分行」とを区別して、大乗の教へを御説明になつたことは、ただ教理を概念的に理解しようとなさつたのではなく、教理を御自身の心に照らして理解しようとなさつた、現実的な信仰的な御態

度をあらはしてゐると思はれます。生きた人間の心に即したお考へであります。

勝鬱夫人といふ、やがて永劫の後とは云々、仏となり普光如來と号することを許される菩薩について、「本、是、不可思議なり。但、迹は七地に在り」と、その「現世における信仰上の未完成の身分」を述べられ、その勝鬱の境地に応ずる行と、それを超える広大無辺の行とを区別して述べられる御解釈は、太子御自身の御身分・御境地に対する御自覺が深刻であられたことを示してゐると思はれます。

人は、それぞれ現実の国家・国民生活において、未完成な人間でありかつ身分・地位の差のある生活をしてゐる、といふ現実の事実にもとづいて、そこから国家・国民生活の全体を憶念しつゝ奉仕の努力を続けるのであります。それでこの自覚と自督の心が欠けては、自己が理想の境地に達したやうな錯覚に陥つてしまひます。「共に是凡夫」（太子「十七條憲法」第十条）と仰せられた太子は、同時に「橋は惡の中の極なり」（『維摩經義疏』菩薩行品第十一）とも仰せられるのです。「自分行」と「他分行」とを区別して、大乗の教へそのものをお説きになつた太子の御精神は、ここにあると思はれます。

吉田松陰が「事を論ずるには、當に己れの地、己れの身より見を起すべし」（吉田松陰の久坂玄瑞に対する返書—安政三年六月）と言ひ、山鹿素行が「修身齊家治國平天下は大學の序、決して乱るべからず」と言つた思想は、太子の右の御言葉に通ずる趣旨で、國家社会に奉仕するものの自督の自覺であります。

前述のやうに、この「自分」「他分」は、「正説」中の重要テーマでありますから、太子は後にも問題としてお取上げになりますが、ここでは、勝鬱夫人の人としての未完成の姿に焦点を当てて、「自分」「他分」の別をお立てになつた太子の現実的なお考へを仰ぐのにとどめることにします。

太子『義疏』訓点文（昭和会本）——『勝鬘經』「正説」第一「歎仏真実功德章」の「義疏」（解説）

今第一歎如來真実章。此章來意者。勝鬘前聞未聞常住。但今因父母遺書乃得聞。所以歎今日當住真実。願為帰依。異於昔日帰依無常。且行善之義本在帰依。今欲廣明五行之道。故以帰依為首也。所以優婆塞戒經云。若不依三宝受戒。戒不堅強。如綠色無膠。

就此章中又開為二。

第一有五行偈。正歎常住真寒願為帰依。

第二從哀愍覆護我以下。竟章請救。

就第一正歎中五行偈分為四。

第一初二行偈歎法身。

次一行偈歎解脱。

次一行偈歎波若。

次一行偈總歎三德。

而常言仏は万徳円通。何意但拠此三徳為歎者。法身是万徳之正体。解脱是断。波若是智。然即万徳之中此三為要。若舉此三徳。即余徳自顯。所以但拠此三徳為歎也。且上父母相聞。既云下聖徳無量不可備陳。故但略歎三徳爾也。所以勝鬘亦從但歎三徳也。就第一歎法身中二行上分為二。故第一行半偈歎應身。

积此意。義家種種不同。而要在於此。故不記也。

第一行半偈歎應身。

第二^ニ舉^{ダチ}二句^ヲ歎^ズ真身^ヲ。

トナレバチハバニク以垂テ迹。非迹無ニ以顯セ本。是以於諸歎處中常為ニ双歎^{テスルヤハ}。

右の『義疏』現代語訳（歎仏真実功德章）

「」からは「自分行」の中の一に当る「歎如來（仏）真実（功德）章」である。此の章の出来た意味は、勝鬘は昔から今まで未だかつて常住（不变の）真実（まこと）を聞いたことがなかつた。しかし今は父母の手紙によつてはじめて聞くことができた。そこで今日聞くことのできた常住真実（不变のまこと）のすばらしさを讚歎して、常住真実の道に入ることを願つて帰依（信仰）するのである。それはかつて無常（変るもの、小乗）に帰依したのとは異なる。かつまた、大乗における善を行ずることの意味（価値）は、根本は帰依にもとづくのである。今、勝鬘は、広く、ありとあらゆる行の道を明らかにしたいと思ふので、帰依を何よりも大切なことと自覚するのである。故に優婆塞戒經（優婆塞俗家）にあつて仏法を行ずる男性の戒を示す經典）にも、「若し、仏法僧の三宝に帰依せずして戒を受けければ、その戒は堅強ではない。あたかも絵色（絵具）に膠をませないやうなもので、たちまち剝げてしまふのである」と云つてゐる。

此の歎仏真実功德章の中は二つに分かれてゐる。

その第一に五行の偈頌（仏徳をたたへる詩歌）があつて、正しく常住真実そのものを讃歎し、願つて（心から進んで）帰依するのである。

その第二に我を哀愍し覆護しから以下、章の終りまでは、仏の救ひを請ふのである。

右の第一で、正しく常住真実を讃歎する五行の偈頌について、分けて四つとする。

(その四つの中の) 第一に、初の一^行の偈(第一行、第二行)は法身そのものを讃歎し、

次の一行の偈(第三行目の偈)は解脱を讃歎し、

次の一行の偈(第四行目の偈)は波若(般若・智)を讃歎し、

次の一行の偈(第五行目の偈)は総合して(法身・解脱・波若の)三徳を讃歎する。

かるに、常に仏地(仏の境地・階次)は万徳円備(あらゆる徳がすべて備つてある)と言ふのに、どうしてただこの三徳だけを挙げて讃歎するのか、といふならば、かう答へよう。仏の法身は、これ万徳がそのまま現はれた正体である。解脱は、断(煩惱を離伏すること)であり、波若(般若)は、仏智である。したがつて万徳の中ではこの三つを要とする。それで若しこの三つの徳をとり挙げてたたへれば、その他の徳も自然にたたへられることになる。それだからただこの三徳を挙げて讃歎するのである。また前の箇所に、父母からの手紙でこゝにも言つて来たことを聞いたところでは、既に、仏の聖徳は無量であつて備きに陳べることは到底できない。そこでただ省略して三徳を讃歎するのみであるといふ(父母からの便りであつた)。それで勝鬘もまた父母の言葉に従つてただ三徳を讃歎するのである、と。此の意味を解釈するに当つて、諸学者の解説の仕方は種々不同である。しかし、要はここ――右の三徳を讃歎すること――にあるから、その諸説を記さないのである。

(五行の偈頌の) 第一に法身を讃歎する中について、二行の偈があるが、さらにこれを分けて二つとする。

その第一に、一行半の偈は應身(この世にあらはれた仏の身)を讃歎し、

その第二に、一句(「一切の法は常住なり。是の故に我帰依したてまつる」の一句)を挙げて真身(仏の根源)を讃歎

する。

何故かと言へば、「本」(根源)がなければ、「迹」(此の世に出現すること)はあらはれることがない、「迹」がなければ「本」を顯すことができない。(本と迹すなはち真身と応身とは、相應するものである。)この故に、さまざまの説教の場において常に双つ(本と迹すなはち真身と応身)とともに讀歎するのである。

(研究1)

○「善を行ざるの義は本、帰依に在り」について

「善を行ざるの義は本、帰依に在り」とは、善行のもとは信仰になければならぬとの意味であります。しかも、身・口の形の上だけの善行でなく、ま心からの善でなければならぬとも解されます。「今、広く、万行の道を明さんと欲するが故に、帰依を以て首と為すなり」も、万人の万行のもとづくところが「帰依」であるとして、地位や身分や能力や知識のちがひにかかはらぬ、人間の価値のもとづくところをお示しになられ、万人の行ふことのできる道をお示しになられたのであります。經典原文では、第二偈にのみ出てくる「帰依」の言葉を以て「歎仏真実功德章」の中心思想と見られたことは、信仰の心が開展するに当つての自然の順序、すなはち仏の慈悲を讚歎しこれに帰依する心から、仏の教へを実行することを誓ひ、仏の願ひそのものを以て己れ自身の願ひとするといふことがつづいて自然に出てくることを示してをられます。

『十七條憲法』の「九に曰く、信は是、義の本なり、事毎に信あるべし」との御言葉と同じ御思想が、この「善を行ずるの義は本、帰依に在り」との御言葉に仰がれるのであります。また太子が、『優婆塞戒經』から引用せられた

「若し三宝に依らずして受戒すれば、戒は堅強ならず。綵色の膠無きが如し」の御言葉には、同じく『十七条憲法』の「二に曰く、篤く三宝を敬へ」につづく、「それ三宝に帰りまつらば、何を以てか枉れるを直さん」の御言葉に通ずるものがあると思はれます。

なほ、この「歎」といひ「帰依」といひ「信」といふ言葉は、仏教的色彩を取り去つて考へますと、私には、明治天皇の御製の中の「まこと」と同じ意味あひをもつ言葉であると思はれます。

神祇

目に見えぬ神にむかひてはぢざるは人の心のまことなりけり（明治四十年）
めにみえぬかみの心に通ふこそひとの心のまこととなりけれ（明治四十年）

孝

たらちねの親につかへてまめるが人のまことの始なりけり（明治四十年）

また、明治天皇の『軍人に賜はりたる勅諭』には、「忠節・礼儀・武勇・信義・質素」五ヶ条の訓諭を述べさせられ、「之を行はんには一の誠心」こそ大切なれ。……心だに誠あれば何事も成るものぞかし」と仰せられた、その「誠心」のことであります。道徳的に言へば、「忠孝」といふことが、太子のおつしやる「行善の本」たる「帰依」に通ずるものであると思はれていません。

雄 正 久 夜

私どもの先師である黒上正一郎先生は、この太子の御言葉についての鑽仰研究で、『法華義疏』の「安樂行品」の

「四安樂行」を挙げて、次の通りに述べてをられます。

「これ自らを正して他をいつくしみ、共に教化救済に尽す」とは、一切の道徳的実行の根本なるを示し給うたので

ある。而も「善を行ずるの義は本、帰依に在り」と太子はその徳行の基くところは即ち内心の信にあるべきを宣ひ、外的行為は之を内に統一する信仰によつて始めて生命あらしむべきを教へ給ふのである。優婆塞戒經を引用して「三宝に依らずして受戒すとも戒堅ならざること綠色の膠なきが如」きを仰せられたるも、またこの御精神を示すのである。これ内心の信に基く道徳的実行にして始めて力あるべきを宣ふのであつて、つねに道徳的実行の統一生命としての宗教的信仰を欣求したまふ御心をあらはすのである。

道徳上の外的行為のみを以て精神生活の標準とするときは、その根本なる内的動機の実内容を見失ひ形式を重んずる律法主義に陥るのである。故に、外より内を律すべきでなく、内より外に向ふ信の力を体得すべきである。されば釈尊に対する英雄的崇拜に依つて、その行化の外的形式を模倣する如きは、眞の信仰に到達せるものではない。それは形相に執する小乘的信仰である。太子は、勝鬘が大乗の信仰に帰入せしを以て「昔日の無常に帰依するに異なり」と宣ふのは、即ちこれを指すのである。無常の肉身を以て出現されたる釈尊を追憶して、其の形相のみを学ばんとするときは、過去の印度教団の道徳形式を固執して一切時處に開展すべき教化活動は生れざるべきである。これ太子が願はせ給ふところの「四生の終帰、万國の極宗」としての帰依の対象ではない。されば太子は釈迦仏陀を仰いで常住真実に帰依すと仰せられたのである。ここに常住真実とは、一切諸徳の源泉たる永久生命である。勝鬘經義疏(序説)に「真実とは聖體円備にして偽なきを眞と曰ひ、至徳凝然として虛なきを眞と曰ふ」と宣ひし御言葉も参考すべきである。「常住の法身を仏宝となす」(勝鬘經義疏一乘章)とあるのも即ちこれである。これ即ち全人生の煩惱罪惡に障へられぬ真実大悲の仏意を指すのである。(『聖德太子の信仰思想と日本文化創業』昭和十年版一五三一四五ページ)。

(研究2)

「勝鬱も亦従つてただ三徳を歎するなり」=勝鬱の父母の教へに対する従順の姿で、大乗の教へを父母から聞いてそれに直ちに従つてゆく姿が美しく書かれてゐると思はれます。

(研究3)

「本に非れば以て迹を垂るる無く、迹に非れば以て本を顯すこと無し」=太子は、「法身」(仏の本体)を「真身」と「応身」とに分けてをられます。「真身」は仏の本源を指し、「応身」は現世にその本源があらはれた姿のことであります。その上で、本が無ければ迹もなく、迹が無ければ本があらはれないとして、本迹相應するとされるのです。これは、思想信仰と現実的活動との表裏の関係をお示しになられたお言葉で、思想だけの思想もなく、行為にあらはれない思想もないといふことでありませう。「理」と「事」、「權實」=「智」といふ「実」と「權」との関係についても、太子は同じお考へを示してをられるのであります。